

中央区立晴海中学校 PTA 規約

第 1 章 名称及び目的

- 第 1 条 本会は「中央区立晴海中学校 PTA」と称し、事務所を〒104-0053 中央区晴海 1-5-3 におく。
- 第 2 条 本会は学校と家庭が協力して、よりよい教育と教育環境の実現ならびに生徒の福祉の増進をはかるとともに、会員の教養と相互の親睦を深めることを目的とする。
- 第 3 条 本会は前条の目的を達成するために、つぎの活動を行う。
- (1) 生徒の教育についての理解を深め協力する。
 - (2) 家庭の教育・学校教育の連携を密にする。
 - (3) 生徒の校外生活指導に協力する。
 - (4) 生徒の保護、福祉の向上に協力する。
 - (5) 地域における連帯感を育成し、生活環境の浄化をはかる。
 - (6) 他の教育諸団体との協力をはかる。
 - (7) その他本会の目的達成のための活動をする。

第 2 章 基本事項

- 第 4 条 本会は社会教育団体として活動する。
- 第 5 条 本会は特定の政党や宗教にかかわることなく、また営利を目的とする事業は行わない。
- 第 6 条 本会は自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配・統制・干渉も受けない。
- 第 7 条 本会は学校の管理運営や教職員の人事には関与しない。

第 3 章 会員

- 第 8 条 本会の会員は、本校に在学する生徒の保護者ならびに教職員とする。会費の入金をもって入会意思表示とみなす。
- 第 9 条 本会に顧問・相談役・参与をおくことができる（以下、これらの役職者を「顧問等」という）。
- 2 顧問等は、以下に定めるほか、役員会の推薦に基づき、総会の承認を経て会長が委嘱する。
- (1) 顧問は校長とする。
 - (2) 相談役は前会長とする。
 - (3) 参与は、本会に関し特に功績のあった者が会員となった場合に、会長が役員会の承認を得て委嘱し、任期は会員在籍期間内とする。

第4章 役員

第10条 本会につきの役員をおく。

会長	1名	
副会長	保護者	若干名
	教職員	1名
書記	保護者	若干名
	教職員	1名
会計	保護者	若干名
	教職員	1名
監事	保護者	若干名

2 役員は、本章の定めに従って、会員の中から選任する。

第11条 会長は役員選考委員会の推薦に基づき総会が選任する。

2 副会長、書記、会計、監事は役員選考委員会が会長候補者の意見を聞いて推薦し、総会がこれに基づいて選任する。

第12条 役員は、会員の過半数が出席した総会の、出席者の3分の2の多数による決議により解任することができる。

第13条 役員選考委員会は、会長を顧問とし、2学年委員、保護者副会長および教職員代表若干名より構成する。その任期は、当該年度の12月1日より次年度の定期総会終了までとする。

第14条 役員の任期はこれを選任した総会の終了時に開始し、その後最初の定期総会の終了とともに終了する。ただし、生徒の卒業を除き、役員が会員の資格を喪失したときは、喪失と同時に終了する。

2 役員は、再任を妨げない。

第15条 役員はつぎの職務を行う。

(1)会長は会務を統括し、本会を代表して、本会の常務を遂行するとともに、総会および役員会の決議を執行する。

(2)副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。

(3)書記は本会の記録、通信、その他書類の保管および庶務を行う。

(4)会計は会長の指示によって本会の経理に関する事務を行う。

(5)監事は本会会計の監査にあたる。

第5章 会議

第16条 会議はつぎの通りとする。

(1)総会

- (2)役員会
- (3)実行委員会
- (4)学年委員会
- (5)常置委員会

第17条 会議の議事は出席者の過半数をもって決する。

1. 総会

第18条 総会は全会員で構成し、本会の最高議決機関である。

- 2 総会の議長は、各総会において、出席者の中から、保護者1名および教職員1名を選出し、この2名が共同して務める。
- 3 総会は会員の過半数の出席・委任状をもって成立するものとする。

第19条 総会は年1回の定期総会と、必要に応じて開催する臨時総会とする。

第20条 総会は、以下の事項について審議し決議する。

- (1)会則の制定および変更
- (2)役員を選任
- (3)予算および決算の承認
- (4)その他、会の運営に必要な事項

第21条 総会は、会長が、役員会の議を経て、会日の1週間前までに招集する。ただし、緊急やむをえない場合には、役員会の決議により、この期間を短縮することができる。

- 2 会長は、実行委員会がその決議をもって求め、または会員の5分の1以上の要求があったときは、その要求にかかる議題をもって、総会を招集しなければならない。
- 3 総会の招集は、会日と議題を記載した招集通知を会員に発して行う。ただし、やむを得ない場合には紙面をもって開催することができるものとする。

2. 役員会

第22条 役員会は、全役員をもって構成し、本会の業務全般について審議し、決議する。

- 2 役員会の議長は、会長が務める。ただし、議事と会長の利益が相反し、その他差支えがある場合には、副会長または監事がこれを代行する。
- 3 会長は必要に応じて役員会を招集する。ただし、役員過半数が役員会の招集を求めたときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 4 役員会の招集は、適宜の時期および方法による。

3. 実行委員会

第23条 実行委員会は、役員、学年委員会および常置委員会の委員長と副委員長ならびに学校の代表者をもって構成する。

2 実行委員会の委員長は、会長とする。

第24条 実行委員会は、以下の業務を行う。

(1)各構成員の担当業務の状況について相互に報告し、また、本会として取り組むべき事項について各担当業務の視点から意見を述べ、本会運営の円滑と充実を図る。

(2)学年委員会および常置委員会の活動の実施について、承認する。

(3)会長の諮問に応じて報告する。

2 学年委員会、常置委員会および学校は、実行委員会に諮問することを適当と認める事項があるときは、会長に対し、その諮問を求めることができる。

第25条 実行委員会は会長が招集する。

4. 学年委員会

第26条 学年委員会は各学級に属する保護者より1学級あたり2名選出された学級委員と各学年担当教職員により構成され、学年ごとに1学年委員会、2学年委員会、3学年委員会を組織する。

2 各学年委員会には、委員の互選により、学年委員長、学年副委員長を若干名おく。

第27条 学年委員会は、以下の業務を行う。

(1)各学年にかかわる本会の適正な活動を検討し、実施する。

(2)各学年の状況を実行委員会に報告し、周知する。

(3)その他、役員会の決議に基づいて会長の求める活動を行う。

第28条 学年委員会の活動を実施するには、事前またはやむを得ない場合には事後に、実行委員会の承認を得なければならない。

第29条 学年委員会は、学年委員長が会長と連名で招集する。

5. 常置委員会

第30条 常置委員会は、以下の3委員会とする。

(1)成人教育委員会：会員を啓蒙し、よりよい家庭教育に資するための活動を行う。

(2)校外委員会：校外の環境の改善・向上のための活動を行う。

(3)広報委員会：会の活動を会の内外に広報し周知するための活動を行う。

第31条 各常置委員会は各学年に属する保護者より選出された委員若干名（学級数と同数程度を目安とする）と、各常置委員会担当教職員をもって構成する。

第32条 常置委員会には委員の互選により、委員長、副委員長を若干名おく。

第33条 常置委員会の活動を実施するには、事前またはやむを得ない場合には事後に、実行委員会の承認を得なければならない。

第34条 常置委員会は、委員長が会長と連名で招集する。

第6章 会計

第35条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をあてる。

第36条 会費は年間6500円とする。但し保護者の場合は晴海中在籍生徒1人につき6500円とする。

2 会費は、会計年度当初に一括徴収する。

3 年度中の入会者については、月割で年度末までの会費を一括で徴収する。

4 年度中に退会した会員は、月割で年度末までの会費の返還を請求することができる。

第37条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 個人情報

第38条 会員は本会の活動を推進するために必要とする生徒名、クラス、保護者名、連絡先等の個人情報について本会が取得、利用することに同意する。管理については「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。差し障りがある場合は、4月末までに副校長に連絡を入れる。

第8章 規約改正等

第39条 本会の運営に関して必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、役員会および実行委員会の議を経て定めることができる。

第40条 本規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を経て改正することができる。

第41条 本会則は、昭和44年7月1日より施行する。

付則

本規約は、平成3年5月10日から施行する。

- (平成 7年 5月 8日一部改正、施行)
- (平成 8年 3月 7日一部改正、施行)
- (平成13年 4月21日一部改正、施行)
- (平成14年 4月26日一部改正、施行)
- (平成15年 5月 9日一部改正、施行)
- (平成16年 5月 7日一部改正、施行)
- (平成18年 5月12日一部改正、施行)
- (平成21年 5月 8日一部改正、施行)
- (平成22年 2月26日一部改正、4月1日施行)
- (平成23年 2月10日一部改正、4月1日施行)
- (平成24年 5月11日一部改正、施行)
- (平成28年 5月13日一部改正、施行)
- (平成29年 5月11日一部改正、施行)
- (令和4年 5月14日一部改正、施行)
- (令和5年 5月13日一部改正、施行)

慶弔内規

1. 死亡：会員・生徒の場合 花輪または生花と1万円
2. 結婚：教職員の場合に限り 5千円
3. その他の慶弔は役員で決め、実行委員会に、報告する。

(この内規は昭和44年7月施行。昭和50年2月4日一部改正、施行。昭和61年5月15日一部改正、施行。平成7年5月8日一部改正、施行。平成13年4月21日一部改正、施行。平成15年5月9日一部改正、施行。)

中央区立晴海中学校 P T A 個人情報取扱方法

(目的)

第1条 この個人情報取扱方法は、中央区立晴海中学校 P T A (以下「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報取扱方法の権利・利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、P T A活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 個人情報の取扱方法は、総会資料または通知などにより会員に周知する。

(個人情報の取得)

第4条 前条の個人情報とは、次の事項を記したものとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 電話番号
- (4) メールアドレス
- (5) その他必要とするもので同意に基づいて得た情報

(同意の取り消し)

第5条 会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての事項について、同意を取り消すことができる。

- 2 前条の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿としてすでに会員に配布しているものに対しては、削除の連絡をすることでこれに替える。

(利用)

第6条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 会費請求、管理、その他文書の送付等
- (2) 本会会員等名簿の作成
- (3) 緊急時・災害時などの連絡網の作成
- (4) 規約第3条に基づく P T A活動のための事務
- (5) 中学校行事協力のための事務
- (6) その他役員会が収集を適当と認める活動のための事務

(管理)

第7条 個人情報は、本会役員会が適正に管理する。

- 2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(本人同意を必要としない提出先)

第8条 個人情報は次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合